一般競争入札の公告

透過型電子顕微鏡の借入について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程(平成 18年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。)第4条の規定により公告する。

平成 30 年 12 月 3 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣 川 能 嗣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 透過型電子顕微鏡 一式
 - (2) 借入物品の特質等 入札仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成31年5月1日(水)から平成36年4月30日(火)
 - (4) 借入場所 滋賀県立大学工学部 C1 棟 1 階 108 号室
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県における物品の買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
 - (6) この公告に示した借入物品を第三者をして貸し付けさせようとする者にあっては、当該借入物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けさせる能力を有する者であること。
 - (7) この公告に示した借入物品に係るアフターサービスの体制が整備されている者であること。
 - (8) 本入札への参加に当たっては、入札説明書に示す「入札参加資格確認申請書」(以下「資格確認申請書」という。)を提出し、入札参加資格を全て有していることの確認を受けなければならない。
 - ア 資格確認申請書の提出期間 平成30年12月3日(月)9時から平成30年12月18日(火)13時まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
 - イ 資格確認申請書の提出場所および問い合わせ先 滋賀県立大学事務局財務課

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8214

- (9) ②に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、 資格を与えるものとする。
 - ア 資格審査申請書の提出期間 2(8)アと同じ
 - イ 資格審査申請書の提出場所および問い合わせ先 2(8)イと同じ
- 3 入札執行の日時および場所、契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す期間 2(8) アと同じ
 - ② 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 2(8)イと同じ
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(2)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない
 - (5) 入札の日時および場所 平成30年12月21日(金)13時30分 滋賀県立大学事務局 A1棟2階208会議室 入札が本学の定める予定価格を上回り不調となった場合、再入札を行う。
 - 再入札の日時および場所 平成30年12月21日(金) 滋賀県立大学事務局 A1棟2階208会議室
 - (6) 開札の日時および場所 入札の終了後直ちに行う。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)および取扱規程の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定方法

公立大学法人滋賀県立大学が認めた入札参加者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を 落札者とする。

6 保証金

入札保証金および契約保証金については、取扱規程の規定による。なお、入札保証金の免除を申請する場合は、平成30年1 2月18日 (火)13時までに手続きを行うこと。

- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 取扱規程第15条に該当する場合
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 郵送等による入札の可否 不可
- 9 同等品等による入札の可否 不可
- 10 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

- 11 その他必要事項
 - (1) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、落札者の決定までの間において、公立大学法人滋賀県立大学から提出書類等に関し説明を求められた場合は、 自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

(3) くじによる落札者の決定

同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじ を辞退することはできない。

同価の入札をした者のうち、出席しない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ 落札者を決定するものとする。

⑷ 再度入札

各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき (最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限 範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となっ た者または無効の入札をしたものは、再度の入札に参加することができない。

- (5) 書換え等の禁止
 - 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (6) 契約書の提出

落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書等による。